

平成26年度 特別支援学校機能強化モデル事業 成果報告
(1) 特別支援学校のセンター的機能充実事業

団体名	徳島県教育委員会
-----	----------

【事業概要】

1. 事業実施前の現状と課題

特別支援学校においては、重度重複化、多様化している障がいに対応するため、社会人講師（非常勤講師）として外部人材を活用することで、特別支援学校に通う幼児児童生徒への支援の充実を図っている。しかし、特別支援学校によっては、十分な支援を行うために必要な専門家が配置できていなかったり、活用したくても地域に必要な専門家がいないなどの実態がある。

特別支援学校へ地域の学校等から依頼される巡回相談や来校相談、電話相談の内容は、多様化してきている。例えば、視覚障がいや聴覚障がい等、それぞれを専門とする特別支援学校に相談依頼がきて、その障がい種に関する問題から相談支援を行っていくが、相談が始まってみると、嚥下摂食に関する問題や発達障がい、情緒障がい、知的障がい、臨床心理的な問題、不登校や問題行動等の二次障がいに関する事等、相談内容が複雑に絡み合っていることがあり、障がいの重複化も重なって、対応が難しくなっている。このことから、特別支援学校の教員が当該障がい種の専門性だけでなく、他の障がい種に関する知識や支援方法等についても研修し、その専門性についても向上させていく必要がある。

特別支援学校の地域別役割分担については、障がい種ごとに対応できる特別支援学校の数や所在地を勘案して行っている。また、すべての特別支援学校において、発達障がいや知的障がいを中心に、各校の所在する地域の学校等への相談対応を基本としている。しかし、エリアの広さや相談数の多さなどの原因から、特別支援学校の巡回相談員だけの対応が追いつかないことがあり、他地域の特別支援学校の巡回相談員や小・中学校に配置している巡回相談員との連携により、地域の学校等への相談支援の充実を図ってきたが、家族ぐるみでの支援が必要な場合や医療的知識がなければ判断が難しい場合等、巡回相談員による相談支援だけでは、対応に苦慮する事例も増加傾向にある。

巡回相談員を中心とした支援を県下全域にわたって展開することで、地域の学校等への支援も充実しつつあるが、地域によっては、相談機関や療育機関、医療機関を利用する際に、地理的にも経済的にも厳しい現実があったり、乳幼児期からの相談支援に関しても、十分とは言えない地域があったりするため、巡回相談を通して、学校が中心となっていて、地域の特別支援教育の力を上げていけるようサポートしたり、地域からの支援ニーズに応えられる教員の専門性を向上させたりすることが重要である。

巡回相談員等を中心とし、相談活動を重ねることで、地域の学校等における支援体制作りも整ってきた。また、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者等を中心として、発達障がい等のある幼児児童生徒への支援やその保護者への相談支援体制についても、充実が図られてきた。しかし、地域の学校等の教員の専門性については、障がいのある幼児児童生徒の指導や支援に関わる特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担当者等における専門性向上は見られるが、他の教員の専門性については、まだ十分とは言えない状況である。

そのことに加え、各特別支援学校には、看護師が配置され、障がいのある幼児児童生徒が、安心して安全に学校生活を送るための医療的ケアや個々の実態に応じた給食等の実施体制を整えているが、地域の小・中学校等においては、医療的ケアの必要性があっても、保護者等の協力を得ながら、学校ごとに個別に対応している現状がある。今後、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、障がいのある幼児児童生徒が地域の学校で学ぶ際、特別支援学校での対応を参考にすることを想定して、医療的ケアや給食等の指導における対応方法を十分に検討することは、重要課題の一つである。

2. 事業を通じて得られた成果と課題

外部人材の活用により、特別支援学校の障がい種に応じた講演会や研修会、相談会、ケース会議などを実施することで、障がいのある幼児児童生徒の支援に生かせる専門性の向上につながった。また、地域の学校等からも教員が参加することで、地域の学校内での支援の充実に向けた専門性の向上に寄与できた。昨年度、研修内容によっては、概論的なままに終わったものもあり、発展的な内容について、引き続き研修を望む声が多かったため、今年度は同じ講師の研修を複数回取り入れることで一定の効果は見られた。しかし、外部講師に依頼する場合、学校と講師間の日程調整が難しかったり、夏休み等の開催が

多くなるため、特別支援学校同士の開催日程が重なる場合があり、日程調整の難しさは課題として残った。

地域の小・中学校等の巡回相談では、巡回相談員だけではその支援が困難な際には、外部人材を活用して、視能訓練士や言語聴覚士、作業療法士等の専門家と共に関係行政部局との連携は、実施した。専門家が、実際に障がいのある幼児児童生徒の状態や行動等を見た上で相談するため、実態に応じた適切な助言や支援を受けることができ、その後の支援・助言の必要性を感じ、医療機関への相談につながったケースもあった。本県のように、言語聴覚士や作業療法士等の専門家が都市部に集中し、県南部や県西部で過疎化が進む地域においては、気軽に相談できる医療機関も少ないという状況を考えると、このような専門家の派遣は今後ますます必要になってくる。また、専門家の助言や支援の様子から、巡回相談員も学ぶことができ、その専門性が高められたものの、障がいのある幼児児童生徒の状態は、個々で異なることもあり、外部人材による継続的な支援体制が今後も重要である。

それに加えて、相談の中で、就学前機関での巡回相談員による事例研究の実施や「個別の指導計画」の作成・活用の支援を行うことで、保育士の該当児に対する支援スキル等の高まりが見られた。加えて、地域連携協議会の委員の中には多くの巡回相談員が任命されており、相談ファイルの作成等にも進んで関わってきた委員もいる。早期からの教育相談・支援の重要性が求められる中、乳幼児等を対象とする機関や関係行政部局との連携は、欠かせない。今後も、就学前の幼児児童生徒への相談支援にも進んで関わり、その体制作りを進めていきたい。また、巡回相談員が個々の幼児児童生徒への相談支援だけでなく、地域の小・中学校等で行われている校内研修等の講師を務めることで、小・中学校等の教員の専門性向上にもつなげている。平成26年度もこれらの要望に応えるため、通常の学級や学校で取り組みやすいユニバーサルデザインを取り入れた研修や各小・中学校での特別支援教育の指標となる個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成方法などについても支援を行い、個別の教育支援計画の作成率の向上にも効果を挙げた。

これらの成果がある一方で、学校等によっては、巡回相談の時に一部の教員のみが関わる場合もあり、障がいのある幼児児童生徒の支援に関する専門性の向上が、その教員のみにとどまる場合もある。引き続き、市町村教育委員会等を通じて、啓発や研修を実施し、すべての教員の特別支援教育への意識や専門性の向上につながるよう取り組んでいきたい。

研修会等においては、他の特別支援学校や地域の小・中学校等にも案内し、地域の教員の特別支援教育に係る専門性向上の機会とすることで、小・中学校の特別支援教育の推進にもつながり、またそこから支援学校への相談につながったケースもあった。一方、今年度実施した研修会の中で、青年期（思春期）の課題（性教育や非行等）、そして成長するにしたがって課題となる他者との関わりを持ち方等について研修を実施した支援学校においては、このようなテーマはどの学校でも抱える課題であるとともに、支援や指導が難しい問題でもあるため、他の支援学校や地域の特別支援教育に関わる教員へも受けてほしいとの声が多かった。

医療的ケア及び給食等の指導については、医師や看護師等の専門家を委員としたそれぞれの検討委員会を立ち上げ、その中で現状と課題について整理し、それらの課題への対応について検討を行った。医療的ケア検討委員会では、実施の可否を含めた医療的ケアの範囲等を整理すると共に、県レベルおよび校内レベルの医療的ケア実施体制、本県の実態に即した手続き等について、また、給食等の指導検討委員会では、保護者や専門家との連携、摂食・嚥下機能の的確な実態把握から指導方法を決定するまでの流れの明確化、食形態等についての基準づくりについての検討を行ってきた。これまでの各検討委員会での議論については、平成27年1月に、それぞれのガイドブック概要（素案）等の形で、中間報告としてまとめた。医療的ケアについては、「特別支援学校医療的ケアガイドブック（仮）」の構成を、「1現状と課題 2医療的ケアとは 3医療的ケア実施要項 4医療的ケアを安全に実施するために」とし、手続きについては、本県の実態に即した改訂を行った。給食等の指導については、「特別支援学校給食等の指導ガイドブック（仮）」の構成を、「1現状と課題 2給食等の指導のねらいや意義 3食べる機能の発達段階と給食等の指導 4個に応じた給食等の指導をすすめるために 5安全に給食等の指導をすすめるために」とし、学校給食の提供にあたっては、目指すべき「食べる機能の発達段階と食形態」についてまとめた。しかし、これらのガイドブックの内容についてはまだ検討が必要であり、より安全を保障しつつ、個に応じてスムーズに医療的ケアや給食等の指導が実施できる体制づくりを行うためには、さらに議論を重ねる時間が必要である。それぞれのガイドブックについては、来年度末の完成を目指し、今後も検討委員会で議論を重ねていかなければならない。その際、新たに歯科医師等の専門家を委員として加える等の見直しをするなど、より充実したガイドラインの策定を目指し、検討委員会の充実を図ることも課題の一つである。これは、安心して学ぶための合理的配慮の一つとなるため、今後、障がいのある幼児児童生徒が、地域の小・中学校等で学ぶ上での指針ともなるものであり、重要な課題である。

3. 解決策（次年度の取組等）

○各特別支援学校における障がい種に応じた研修会の実施

各特別支援学校においては、医師や大学教員、視能訓練士、作業療法士や言語聴覚士、就業支援ワーカー等の外部人材を活用することで、子供や保護者等への支援につながるための教員の専門性は向上してきた。引き続き、在籍する幼児児童生徒への支援や指導する教員への助言を充実させ、地域の小・中学校等への支援につながるよう、それぞれの専門性を向上させるための障がい種に応じた研修等を実施する。実施する研修会等は、他の特別支援学校や地域の小・中学校等にも案内し、教員の特別支援教育に係る専門性向上の機会とする。また、それぞれの教員が、自身の専門とする障がい種の上に、他の障がい種に関する研修会にも参加し、広く専門性を向上させることで、障がいの重複化にも対応できるように今後も実施する。そして、研修内容については、より受講者のニーズに応えられるよう、同じ講師による発展的な内容の研修や演習形式の研修等を企画する等、受講者のさらなる専門性の向上を担保できるようにしたい。また、各特別支援学校から研修計画を提出してもらった際に、各学校間で研修の日程や講師が重なり、開催に不都合がないように、調整し合うようにする。

また、平成26年度に、徳島視覚支援学校と徳島聴覚支援学校が、新校舎での併置という新しい形で出発した。これまでも、県内に唯一の障がい種の特別支援学校として、それぞれの障がい種における相談は非常に多く、県内の視覚障がい・聴覚障がいの中心的役割を果たしている。今年度は、お互いの研究成果を共有したりすることで、視覚障がいと聴覚障がいの重複障がいに関する教員の専門性は向上しつつあるが、平成27年度は、研修会や講演会等の共同開催等を通して、より一層の専門性向上につなげる。

○専門家等による地域の小・中学校等への支援

各特別支援学校に巡回相談員を配置し、地域の小・中学校等から必要とされる、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒への相談支援を行ってきた。また、個々の子供への相談支援の上に、校内研修等の講師を務めることで、教員の専門性向上にもつなげてきた。

さらに、相談・支援対象の幼児児童生徒の障がいの状況や保護者・教員等のニーズによっては、他の巡回相談員と連携することで支援の充実を図る。また、障がいの状態によっては、言語聴覚士や作業療法士等の専門家を派遣して教育相談を実施し、より一層充実した支援を行う。これにより、専門家と共に支援する巡回相談員の専門性の向上にもつながり、小・中学校等の教員の専門性の向上にもつなげる。小・中学校からの相談内容も、年々多様化、複雑化しており、個々の幼児児童生徒の障がい等に関するだけでなく、触法行為等の問題行動への対応や、家族も含めた支援に関する内容も増加しており、これまで以上に大学や医療、福祉等の連携強化を進める必要がある。

○医療的ケア検討委員会及び給食等の指導検討委員会の充実

各特別支援学校には、看護師が配置され、障がいのある幼児児童生徒が、安心・安全に学校生活を送るための医療的ケアや個々の実態に応じた給食等の実施体制を整えている。

今年度「医療的ケア検討委員会」及び「給食等の指導検討委員会」の設置により、医師や看護師等の専門家の助言を得ながらそれぞれの現状と課題について、整理してきた。医療的ケア検討委員会においては、医療的ケアの手続きと実施範囲や手順について、給食等の指導検討委員会においては、食べる機能の実態を的確に把握し、指導する方法を決定するまでの流れについて、協議を重ね、平成27年1月に、それぞれのガイドブック概要（素案）等の形で、中間報告としてまとめた。しかし、これらのガイドブックの内容についてはまだ検討が必要であり、より安全を保障しつつ、個に応じたスムーズに医療的ケアや給食等の指導が実施できる体制づくりを行うためには、それぞれのガイドブックについては、平成27年度末の完成を目指し、今後も検討委員会で議論を重ねる。その際、新たに歯科医師等の専門家を委員として加える等の見直しを行い、より充実したガイドラインの策定を目指し、検討委員会の充実を図る。

また、地域の小・中学校等においては、医療的ケアや給食等の摂食への特別な対応の必要性があっても、保護者等の協力を得ながら、学校ごとに個別に対応している現状があり。今後、インクルーシブ教育システム構築を推進していく上で、障がいのある幼児児童生徒が地域の学校で学ぶ際の医療的ケアや給食等の指導について、その対応を十分に検討しておくことは、重要課題の一つである。平成27年度の、各検討委員会の充実を図ることが、障がいのある幼児児童生徒が、地域の小・中学校等で安心して学ぶための指針につながると考えている。

【推進地域及び指定校一覧】

推進地域	指定校	
(県央ブロック) 徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	1	徳島県立徳島視覚支援学校 (視覚障がい：全県)
	2	徳島県立徳島聴覚支援学校 (聴覚障がい：全県)
	3	徳島県立板野支援学校
	4	徳島県立国府支援学校
(県南ブロック) 小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	5	徳島県立ひのみね支援学校
	6	徳島県立阿南支援学校
	7	徳島県立阿南支援学校ひわさ分校
	8	徳島県立みなと高等学園 (発達障がい：全県高校)
(県西ブロック) 吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	9	徳島県立鴨島支援学校
	10	徳島県立池田支援学校
	11	徳島県立池田支援学校美馬分校

※徳島県では「障害」を「障がい」と表記